

障害者虐待防止アドバイザーを派遣します！ 千葉県



障害者虐待防止アドバイザーとは？

障害者虐待防止法が施行された今でも、障害者への虐待は発生しており、その要因は、教育・知識・介護技術等に関する問題や感情コントロールの問題、施設内での虐待を助長する組織風土など様々です。障害者虐待に関する問題解決や取り組みを支援するため、「障害者虐待防止アドバイザー」として専門家を派遣します。

派遣活用の例

- 県内市町村が対応した障害者虐待の事案検討・施設への助言
- 地域全体での障害者虐待防止の取り組みを協議する場での助言・講義
- 多数の法人・事業所が集まる研修会等での講義
- 医療機関・学校・保育所等における障害者虐待防止の為の研修会での講義

助言内容

- 千葉県での障害者虐待の通報・判断件数、千葉県での事例
- 障害者虐待防止法について
- 適切な身体拘束について
- 職員のメンタルヘルス・アンガーマネジメントについて
- 障害特性や障害福祉サービス種別にあわせた障害者虐待防止の支援策について

◆令和4年度から施設内研修の実施が義務化されることに伴い、障害福祉サービス事業所等への内部研修を目的とした派遣について申請が多くなることが見込まれます。それに伴い、令和4年度からは原則、施設への派遣については以下のア・イのいずれかの場合とします。それ以外の施設向け研修については、県が実施する研修等を活用し、内部研修の実施をお願いいたします。また、市町村が実施する施設向け研修へは派遣できません。

ア 障害者虐待の認定があった事業所・法人への派遣であること

イ 小規模事業所を含めた複数の法人が集まり、情報交換できる場であること



◆派遣は、申請いただいた2か月後から可能です。

◆目的によっては、派遣できない場合があります。

◆アドバイザーの報償費・旅費は県にて負担します。(会場・資料印刷代等は申請者にて負担)

【問い合わせ先】

千葉県障害福祉事業課虐待防止対策班

TEL 043-223-3982

Mail sgyakutai@pref.chiba.lg.jp